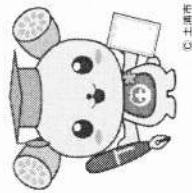


# 土浦市の財政ハンドブック

【令和元年度版】



© 土浦市

発行 土浦市財政課

令和元年5月発行

土 浦 市

# 目 次

令和元年度予算の概要	1
一般会計歳入	1
一般会計歳出	2
基金の状況	3
市債の状況	4
財政比較分析表	5
財務4表	7
健全化判断比率	9
財政用語集	10

■令和元年度予算の概要

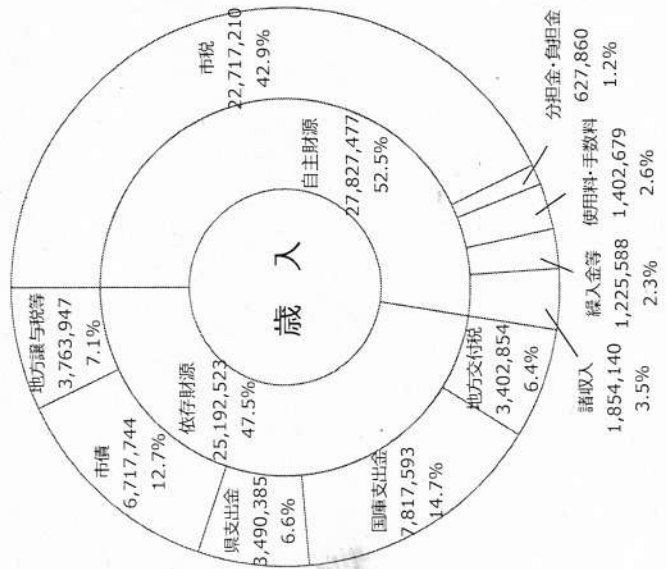
表1 令和元年度予算総括

会 計 別 別	令和元年度		平成30年度		比較
	予算額	構成比	予算額	構成比	
一 一般会計	53,020,000	57.7	51,080,000	56.2	▲ 1,940,000 3.8
特 別					
公共用地先行取得事業	575,970	0.6	622,756	0.7	▲ 46,786 ▲ 7.5
駐車場事業	141,964	0.2	166,604	0.2	▲ 24,640 ▲ 14.8
国民健康保険	15,394,994	16.8	15,834,331	17.4	▲ 439,337 ▲ 2.8
後期高齢者医療	1,769,790	1.9	1,657,824	1.8	111,966 6.8
介護保険	11,394,040	12.4	11,238,934	12.3	155,106 1.4
下水道事業	4,440,545	4.8	4,812,538	5.3	▲ 371,993 ▲ 7.7
農業集落排水事業	120,862	0.1	138,391	0.1	▲ 17,529 ▲ 12.7
水道事業	5,001,835	5.5	4,893,923	5.4	107,912 2.2
×土浦駅前北地区 市街地再開発事業	-	-	514,699	0.6	▲ 514,699 皆減
特別会計	38,840,000	42.3	39,880,000	43.8	▲ 1,040,000 ▲ 2.6
合 計	91,860,000	100.0	90,960,000	100.0	900,000 1.0

(単位:千円,%)

図1 令和元年度一般会計予算歳入内訳(財源区分別)

(単位:千円)



9 指標等

形式収支	歳入決算総額から歳出決算総額を単純に差し引いた額です。
実質収支	地方公共団体の純剰余金又は純損失金を意味し、黒字・赤字団体の区分の指標です。黒字額はおおむね標準財政規模の3~5%程度が望ましくされています。また、赤字額が標準財政規模の20%以上の場合は、財政再建団体とならなければ地方債の制限を受けず。
実質収支比率	実質収支 = 形式収支 (歳入総額 - 歳出総額) - 翌年度へ繰り越しすべき財源
単年度収支	標準財政規模に対する実質収支額の割合です。
実質単年度収支	実質収支が前年度以前の収支の累積であるのに対し、単年度収支は当該年度のみ収入と支出との差額を意味します。
実質単年度収支率	単年度収支 = 当該年度の実質収支 - 前年度の実質収支
經常収支率	単年度収支に当該年度に措置された黒字要素と赤字要素を加味したものです。基金への積立てや繰上償還は黒字要素、基金を取り崩した場合は赤字要素と考えられます。
公債費負担率	実質単年度収支 + 財政調整基金積立額 + 地方債繰上償還金 - 財政調整基金取崩額
公債費負担率	財政構造の弾力性を判断する指標で、地方税・普通交付税を中心とする毎年度經常的に収入される經常一般財源が、人件費・扶助費・公債費などの毎年度經常的に支出される經常的経費にどの程度充当されているかの割合を示すものです。この数値が高まると財政構造が弾力性を失いつつあると考えられます。
公債費負担率	經常収支比率 (%) = 經常充当一般財源 / (經常一般財源 + 減税補填債 + 臨時財政対策債) × 100
公債費負担率	一般財源総額のうち公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合です。高いほど財政運営の硬直性の高まりを示しています。一般的には財政運営上15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされています。
実質公債費比率	公債費負担比率 (%) = 公債費充当一般財源 / 一般財源総額 × 100
実質公債費比率	一部事務組合の公債費への負担金や公営企業の元利償還金への一般会計からの繰出し等に加え、公債費相当部分を幅広く捉えています。この数値が18%以上となる団体については、地方債協議制度においても、地方債の発行には許可が必要となります。さらに、25%を超えると起債の一部が制限されます。
実質公債費比率	実質公債費比率 (%) = { (A + B) - (C + D) } / (E - D) × 100
将来負担率	A : 当該年度の普通会計元利償還金 (繰上償還等を除く) B : 元利償還金に準ずるもの (「準元利償還金」) C : 元利償還金又は準元利償還金に充当される特定財源 D : 普通交付税に算入された公債費 E : 標準財政規模
ラスパイルズ指数	地方公共団体の借入金 (地方債) など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。 地方公務員の給与額を、同等の職種、経歴に相当する国家公務員の給与額を100として計算した指数をいいます。

図2 令和元年度一般会計歳出予算内訳(款別)

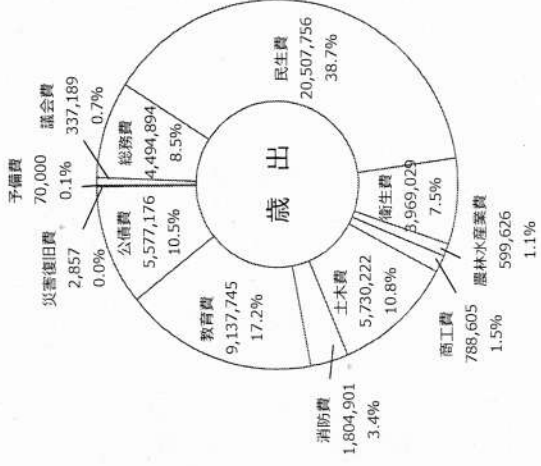
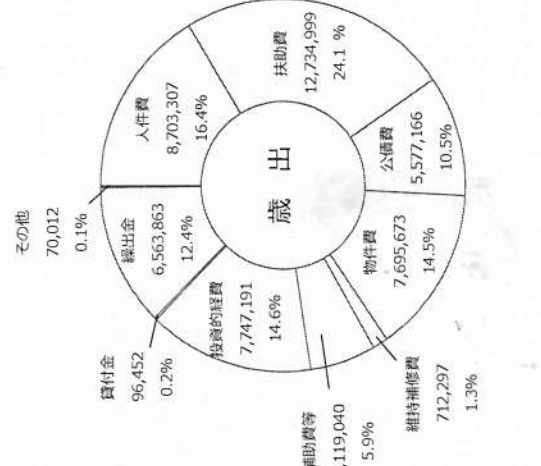


図3 令和元年度一般会計歳出予算内訳(性質別)



**6 歳出予算(目的別)**

議会費	議会活動に要する経費です。議員報酬や政務調査費などです。
総務費	全般的な管理事務、庁舎管理、徴税、戸籍、選挙費用などです。
民生費	住民の一定水準の生活と安定した社会生活を保障するのに必要な経費です。社会福祉や児童・老人・障害者福祉、生活保護等の費用です。
衛生費	健康で衛生的な生活環境を保持するための経費です。保健衛生やごみ収集、公害対策などの費用です。
農業費	農林水産業の振興に係る経費。農業委員会費や生産基盤の整備などの経費です。
商工費	商工業の振興、観光、企業誘致等に係る経費です。
土木費	道路・公園・下水道などの建設や維持、都市計画に係る経費です。
消防費	消防や風水害などの災害防除などの経費です。
教育費	教育委員会費用・学校教育・社会教育・保健体育などに係る経費です。
公債費	地方債の償還に係る経費です。
災害復旧費	風水害などの災害により被災した施設を復旧するための経費です。

**7 歳出予算(性質別)**

人件費	市職員の給与や退職金、議員や委員の報酬などの経費です。
物件費	消費的性質の経費の総称です。賃金、旅費、交際費、需用費、役務費、物品購入費、報償費、委託料、使用料及び賃借料等です。
維持補修費	公共施設等の維持管理の経費です。
扶助費	生活保護法や児童福祉法等に基づき、児童・高齢者、生活困窮者などを援助するための経費です。
補助費等	各種団体に對する助成金や一部事務組合への負担金などの経費です。報償費や保険料、負担金・補助金及び交付金などです。
公債費	地方債の償還に係る経費です。
積立金	財源に余裕がある場合や計画的な財政運営を行うため、基金へ積み立てるものです。
投資及び貸付金	財団法人等に対する貸付金や出資金などの経費です。
繰出金	他会計に支出する経費です。
普通建設事業費	道路、橋りょう、学校、庁舎等公共又は公用施設の新増設等の建設事業に要する経費です。

**8 交付税**

標準財政規模	地方公共団体の標準的な状態で取入れられるであろう経常的一般財源の規模
基準財政収入額	標準財政規模 = 標準税収入額等 + 普通交付税
基準財政需要額	普通交付税算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に判断するため、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算出した額です。実際の収入実績ではなく、客観的なあるべき一般財源収入額としての性格を有するものです。
財政力指数	標準的な地方税収入 × 0.75 + 地方譲与税等 普通交付税算定の基礎。各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行うに、又は施設を維持するための財政需要を一定の方法によって合理的に算出した額。基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額(財源不足額)を基本として普通交付税が交付されます。
財政力指数	地方公共団体の財政力を示す指標で、基準財政需要額に対する基準財政収入額の割合で、過去3か年の平均値です。1に近いほど財源に余裕があるとされ、1を超える団体は、普通交付税の不交付団体となります。
財政力指数	財政力指数 = 基準財政収入額 / 基準財政需要額

5 歳入予算

一般財源	財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用することができるものです。地方税・地方交付税・地方譲与税・交付金・地方特例交付金・特別交付金・臨時交付金・臨時財政対策債等です。
特定財源	用途が特定される財源です。国庫支出金・県支出金・市債など
市税	市民税、固定資産税、都市計画税、たばこ税などの税金です。
地方譲与税	国税として徴収され、一定の基準に基づき地方に譲与されるもの。
利子	利子の支払を受ける際に県税として一括徴収され、その一部が市町村へ交付されるもので
交付金	す。
交付金	特定配当等の支払を受ける際に、県税として一括徴収され、その一部が市町村へ交付される
交付金	れるものです。
株式等譲渡所得	特定株式等の譲渡所得のあった場合に、一括徴収された県税の一部が市町村へ交付され
得割交付金	れるものです。
地方消費税	地方消費税のうち市町村分相当額を、県が人口及び事業者数で案分し、市町村に交付
交付金	するものです。
ゴルフ場利用税	ゴルフ場所在市町村に対し、ゴルフ場利用税の一部が県から交付されるものです。
交付金	
自動車取得税	自動車取得税のうちの一部を、市町村道の延長や面積で案分し県から交付されるもので
交付金	す。
環境性能割	令和元年10月に廃止される自動車取得税の代わりに徴収され、その一部が市町村へ交
交付金	付されるものです。
国有提供施設	米軍基地及び自衛隊基地に所在する施設に供する固定資産が所在する市町村に国から
等所在市町村	交付されるものです。
助成交付金	
地方特例	恒久的減税による地方税収の補填に対する措置として創設されました。住宅借入金等特
交付金	別控除の減収分と自動車税及び軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減による減収分の
減収補てん	特別交付金が国から交付されています。
地方交付税	全国一律の行政サービスが受けられるように、国税の一部を財源として国が一定基準によ
り市町村に	交付するものです。
交通安全対策	道路交通法により納入された反則金を原資に、交通安全施設の整備等に充てる経費を
特別交付金	国が交付するものです。
負担金及び	市で行う特定の事業により特別の利益を受ける方から、その受益を限度として徴収するも
手数料	のです。例えば、保育所の保育料などです。
使用料及び	公の施設等の利用料金や特定の方に対する役務の対価などです。例えば、公民館施設
手数料	の使用料金や住民票の写しの発行手数料などです。
国庫支出金	市が法令に基づき実施しなければならない事務や国と相互に利害関係のある事業等に対し
	て、国が負担すべきものの総称です。
県支出金	特定の事務事業に要する経費の財源として県が市に交付するもの。
財産	公有財産のうち行政財産を除いた財産の貸付や運用等による収入です。基金運用利息な
寄附金	使途を制限されない一般寄附と、使途を指定された指定寄附があります。
繰入金	会計間で相互に資金運用を行う場合、指会計から資金が移されることを繰入れといいま
	す。逆に移す場合は、繰出しといえます。
繰越金	決算剰余金が生じた場合、翌年度の財源として繰り越します。
諸収入	以上の予算科目のどの科目にも属さない収入。延滞金・雑入など。
地方債	市町村が事業を実施する際に、財源不足を来す場合や一時に多額の資金を要すると
	き、これを地方公共団体の信用によって、長期の借入金を手当して財源とするものが地
	方債（市債）です。

※上記表内には、特定財源、特定交付金、特別交付金、臨時交付金、臨時財政対策債等の記載はありません。

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
財政課	5,308,858	5,014,309	5,515,347	5,841,425	5,841,425	5,841,425	5,000,000	5,342,432
市債管理課	1,714,556	1,615,840	1,616,736	1,617,185	1,616,736	1,617,185	1,300,000	1,487,670
その他特定目的課	3,297,040	3,162,455	2,939,702	2,674,267	2,939,702	2,674,267	348,736	2,326,653
庁舎建設課	-	-	-	-	-	-	0	0
公社建設課	3,951	3,951	3,951	3,952	3,952	3,952	0	3,952
公社福祉事業課	658,781	712,901	716,505	716,857	716,857	716,857	83,184	634,244
文化振興課	224,501	193,478	163,570	162,004	162,004	162,004	0	162,053
振興課	8,734	4,787	13,020	8,989	8,989	8,989	4,032	4,958
運動のまちづくり課	279,002	276,582	275,864	217,534	217,534	217,534	33	50,740
合併推進課	2,122,071	1,970,756	1,765,684	1,559,632	1,559,632	1,559,632	206,580	1,353,520
市立学校施設整備課	-	-	1,108	5,299	5,299	5,299	4,200	1,099
公共施設等総合管理課	-	-	-	0	-	0	0	0
興業課	10,320,454	9,792,604	10,071,785	10,132,877	10,071,785	10,132,877	978,736	9,156,755
土地開発課	2,456,581	2,457,733	2,458,704	2,459,213	2,459,213	2,459,213	567,824	2,459,743
市土庫	541,383	556,377	507,745	556,526	556,526	556,526	111,649	901,052
市現庫	1,915,198	1,901,356	1,950,959	1,902,687	1,902,687	1,902,687	456,175	1,558,691
合計	12,555,013	11,991,574	10,320,454	9,792,604	10,071,785	10,132,877	9,156,755	9,156,755
	5,223,809	4,229,747	5,223,809	4,229,747	5,223,809	4,229,747	2,326,653	2,326,653
	1,812,440	1,813,438	1,812,440	1,813,438	1,812,440	1,813,438	1,487,670	1,487,670
	5,518,764	5,948,389	5,518,764	5,841,425	5,518,764	5,841,425	5,342,432	5,342,432

表2・図4 歳入の状況

### 3 予算の内容

予算は、次に掲げる事項により構成されます。

歳入 歳出 収入及び支出を計上したものであり、歳入歳出とも「款・項・目・節」の科目からなります。

予算 歳入は、性質に従って「款」に大別し、「項」に区分します。

歳出は、その目的に従って「款」・「項」に区分します。

この予算の「款」・「項」が議会の議決の対象（議決科目）となりますが、予算を議会に提出する際には、予算に関する説明書として「目」・「節」別の「予算事項別明細書」を付けることとされています。

**継続費** 地方公共団体の経費による事業で、その履行が2か年以上にわたる場合に、支出すべき経費の総額及び年割額について、あらかじめ予算として議会の議決を受け、数年度にわたって支出することができる経費をいいます。

**繰越明許費** 歳出予算のうち、その性質上又は予算成立後の事由等により年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについて、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することのできる経費をいいます。

**債務負担行為** 継続費と同様、年度をまたがる予算の一種です。当該年度には契約行為のみを行い、翌年度以降に歳出予算を組んで、その債務を解消していくものです。

**地方債** 市町村が事業を実施する際に、財源不足を来す場合や一時的に多額の資金を要すると、これを地方公共団体の信用によって、長期の借入資金を充当して財源とするものが地方債（市債）です。

**一時借入金** 資金不足が見込まれたとき、指定金融機関などから一時借入を行います。一時借入金は、地方債と異なり、その年度中の資金繰りのために借り入れるものであり、借り入れた年度中に返済しなければなりません。

歳出予算の各項目の経費の金額の流用

予算は、各款、又は各項の間において相互に流用することはできません。ただし、歳出予算の各項目の経費は、予算に定める場合のみ流用することができます。

### 4 予算の原則

予算は、その確実な実効性を確保するために、次のような原則が確立されています。

**総計予算主義の原則** 一般会計年度における一切の収入及び支出は、全てこれを歳入歳出予算に編入しなければなりません。予算は、歳入歳出を相殺せず、収入の全てを歳入予算に、支出の全てを歳出予算に計上します。

**会計年度の独立の原則** 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって充てなければなりません。

※ 各会計年度の歳出は、当該年度の歳入で賄い、当該年度の歳出は、年度中ににおいてのみ執行することができます。

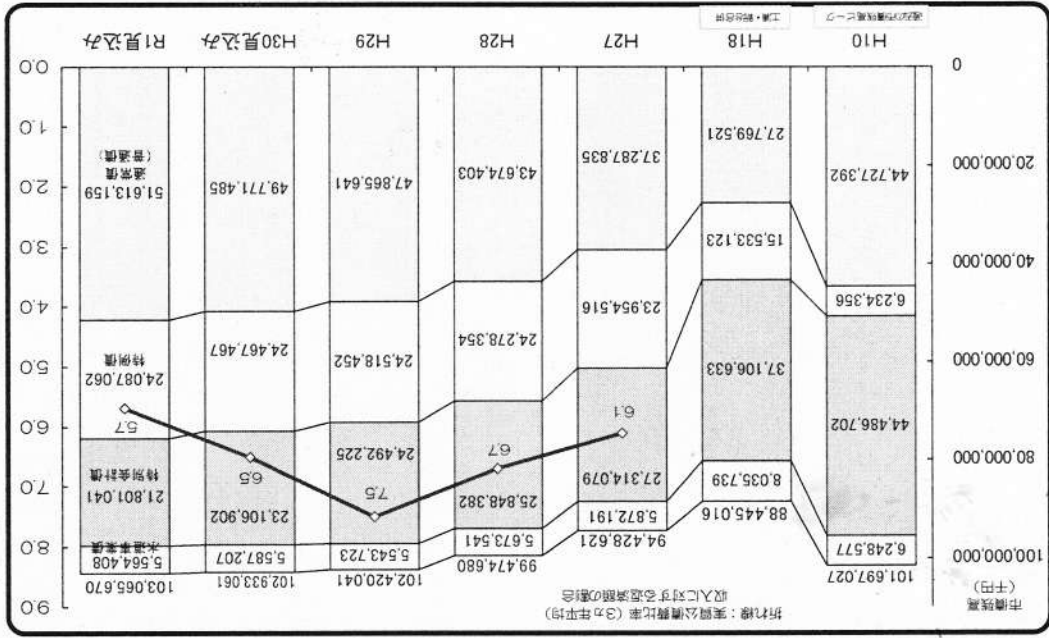
例外：継続費の繰越繰越、繰越明許費、事故繰越など

※ 普通地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わるものとされています。

予算前は、地方公共団体の一定期間における経費の見積りであることから、この一定期間の開始前に議会の議決を経て、年度開始と同時に効力を生ずるものです。政令指定都市以外の市及び町村においては、年度開始前20日（3月12日）までに予算を議会に提出し、議決を経るものとされています。

表3-図5 市債の状況

区分	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末
1 通称債（普通債）	37,287,835	43,674,403	47,865,641	49,771,485	5,254,144	3,412,470	51,613,159
うち合併特別債	12,257,929	17,081,716	17,489,015	16,895,416	56,200	827,224	16,124,392
2 特別債	23,954,516	24,278,354	24,518,452	24,467,467	1,463,600	1,844,005	24,087,062
3 特別会計債	27,314,079	25,848,382	24,492,225	23,106,902	930,860	2,236,721	21,801,041
4 水道事業債	5,872,191	5,673,541	5,543,723	5,587,207	280,000	302,799	5,564,408
市債残高総計	94,428,621	99,474,680	102,420,041	102,933,061	7,928,604	7,795,995	103,065,670



対H30残高	132,609千円	0.1%増
R1 発行標準のうち 即併特別債の内訳	事業債 起債額	50,700
	市民会館整備化及び 環境改善事業	16,709,900
	(発行予定含む)	16,709,900
R1 発行標準額	16,760,600	0

■ 財政用語集

1 予算とは・・・

予算は、地方公共団体の一定期間（一会計年度）における収入と支出の見積りであり、行政がどのような形で行われるかを具体的に表現し、一覧表（予算書）にしたものです。このため、『予算は行政の設計書』といわれます。予算は、地方公共団体の長が調整し、議会に提案し、議会の議決を経て成立します。

2 予算の分類

会計上の区分	
一般会計	地方公共団体の会計の中心をなすもので、地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅して計上した会計です。特別会計で計上される以外の全ての経理を一般会計で処理しなければならぬとされています。
特別会計	地方公共団体が特定の事業を行う場合、特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して収支経理を行う会計です。特別会計の設置は、法律や条例の規定によります。土浦市には、公共用地先行取得事業会計・駐車場事業会計・国民健康保険会計・後期高齢者医療会計・介護保険会計・下水道事業会計・農業集落排水事業会計・水道事業会計があります。老人保健特別会計は平成22年度で廃止、公設地方卸売市場事業会計は平成27年度で廃止、土浦駅前北地区市街地再開発事業会計は平成30年度で廃止。

成立による区分

当初予算	年度開始前に年間予算（年度内の総収入と総支出を見積もったもの）として編成し、成立した基本的な予算で、『通常予算』又は『本予算』ともいわれます。
補正予算	予算調整後に生じた事由に基づき、既定の予算（当初予算等）に、追加その他の変更を加える必要が生じた時に調整される予算をいいます。
暫定予算	予算が年度開始前までに成立する見込みのない場合、その特別の必要がある場合に、年間の予算が成立するまでの間、暫定的なものとして編成される一会計年度中の一定期間に係る予算です。

このほか、「骨格予算」や「肉付予算」といわれるものがあります。

地方財政統計上による区分

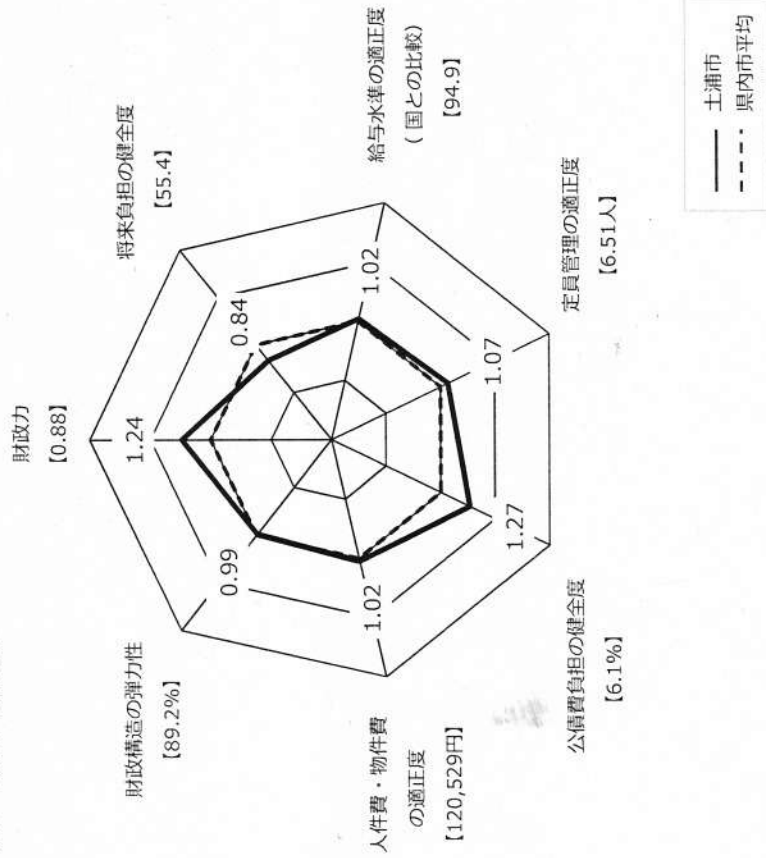
普通会計	一般会計と特別会計のうち地方公営企業会計以外の会計です。土浦市の場合、一般会計・公共用地先行取得事業会計・土浦駅前北地区市街地再開発事業会計（平成30年度まで）のうちの一部となっています。
地方公営事業会計	地方公共団体が経営する公営企業会計、収益事業会計、国民健康保険事業会計、老人保健医療事業会計、介護保険事業会計、農業共済事業会計、交通災害共済事業会計、及び公立大学付属病院事業会計等です。

■ 財政比較分析表（県内32市との比較）

各指標について、県内市平均を「1」としたときの比率を示しました。各指標の説明は、「P.10～ 財政用語集」をご覧ください。

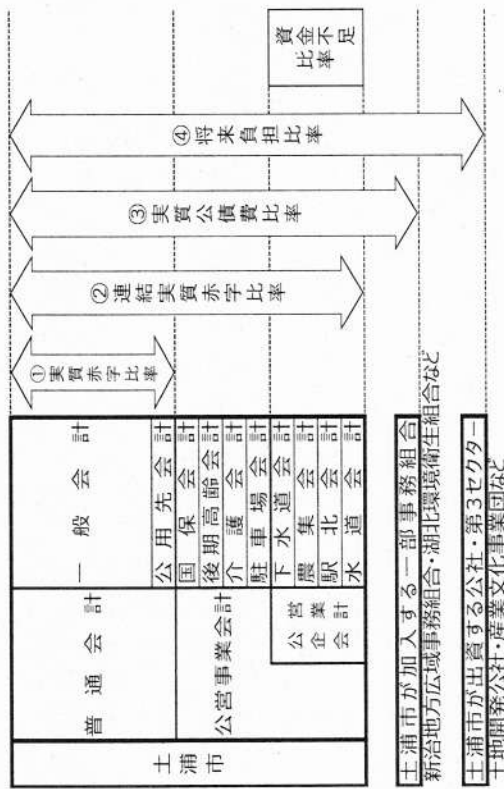
区分	指標等
財政力	財政力指数
財政構造の弾力性	経常収支比率
人件費・物件費等の状況	人口1人当たりの人件費・物件費等決算額
公債費負担の健全度	実質公債費比率
定員管理の適正度	人口千人当たりの職員数
給与水準の適正度（国との比較）	ラスパイルズ指数
将来負担の健全度	将来負担比率

図6 平成27年度決算



■健全化判断比率

これまでの地方公共団体の財政状況の把握については、情報開示が不十分、悪化しつつある状態を把握しづらい、将来的に抱える負担が見えにくい等の問題点がありました。そのため地方公共団体の健全化に関する法律が平成19年6月に公布され、下記の4指標を公表することとなりました。



- ①実質赤字とは・・・  
形式的には赤字であっても、翌年度歳入を繰り上げて充用したり、事業が完了しているにもかかわらず支払を翌年度に繰り延べるなど、実質的には赤字となっている状況
- ②連結赤字とは・・・  
普通会計だけでなく、全会計を合算した上で生じた実質赤字
- ③実質公債費とは・・・  
普通会計公債費のほか、下水道事業などの公債費に対する一般会計からの繰出金を加えるなど幅広く捉えた意味での公債費
- ④将来負担とは・・・  
地方債現在高や債務負担行為、全職員が退職したと仮定した場合に発生する退職金など、自治体が将来的に負担する可能性があるもの。また、加入する一部事務組合や、出資する公社・第3セクターが抱える負債も将来負担とみなされる。
- ・資金不足とは・・・  
公営企業が実質的に赤字になっている状況で、普通会計の①実質赤字比率に相当する指標。

表4 土浦市の健全化判断比率及び資金不足比率

区分	実質赤字比率 (%)	連結実質赤字比率 (%)	実質公債費比率 (%)	将来負担比率 (%)	資金不足比率 (%)
28年度	0.0	0.0	6.7	69.6	0.0
29年度	0.0	0.0	7.5	83.3	0.0

図7 平成28年度決算

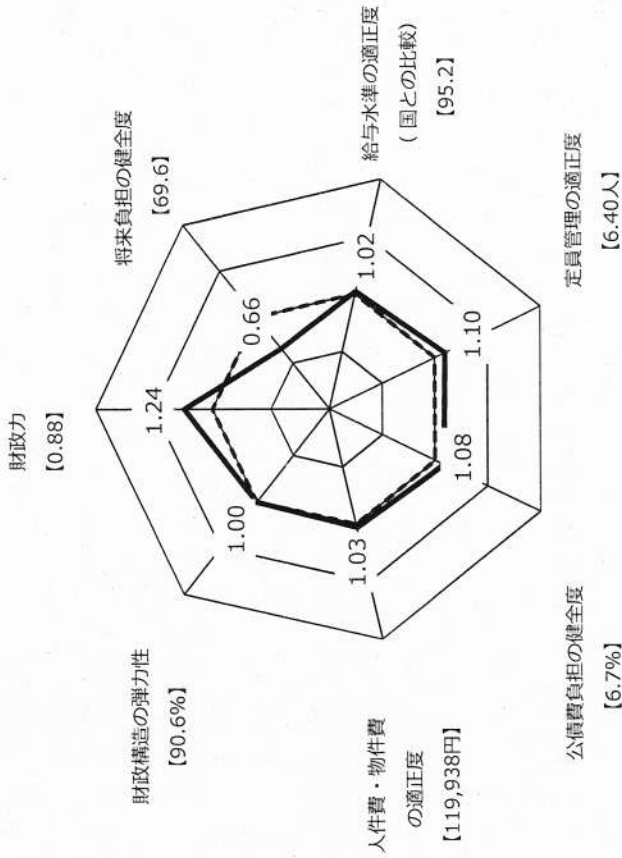
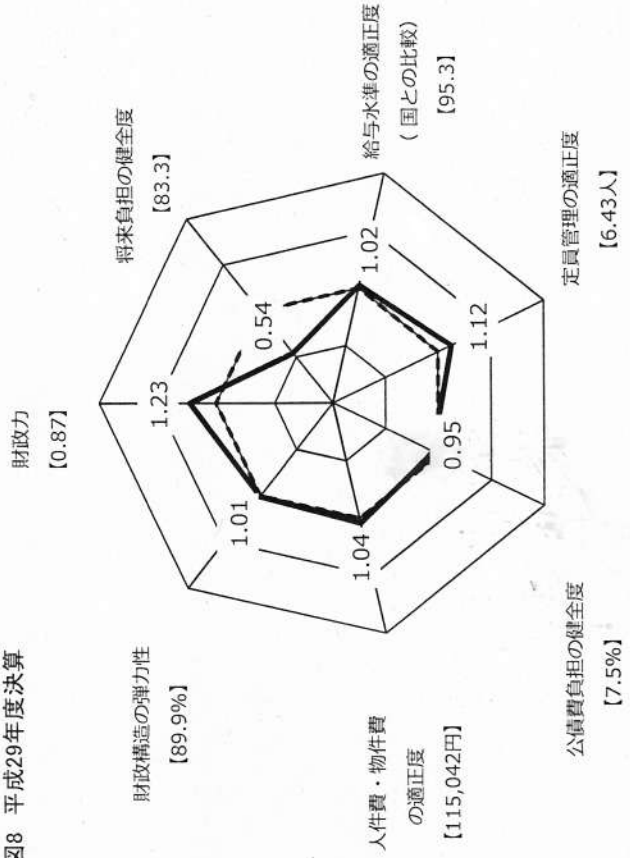


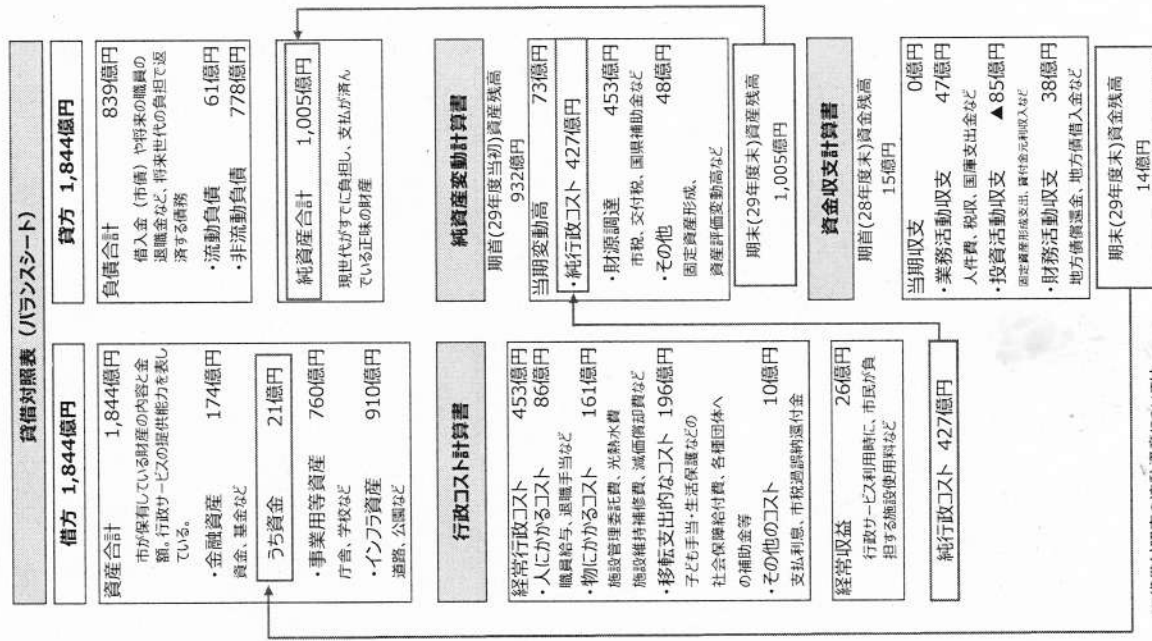
図8 平成29年度決算





★平成29年度土浦市の財務4表は！？

図9 一般会計財務4表



※貸借対照表の流動資産については、繰上外現金を含むため、資金収支計算書の残高とは完全一致はしません。

■新地方公会計制度に基づく平成29年度の土浦市財務4表

現在の地方公共団体の会計制度は、その年度にどのような収入があり、それをどのように使ったかといった現金の動きがわかりやすい反面、市が整備してきた資産、借入金などの負債といったストック情報、そして行政サービス提供のために発生したコスト情報の不足といった弱点がありました。発生主義などの企業会計的な手法を取り入れ、それらの弱点を補うのが、「新地方公会計制度」の財務4表です。

★財務4表ってどんなもの！？

- ① 貸借対照表 (バランスシート)  
貸借対照表は、年度末時点における市の資産と、その資産をどのような財源（負債・純資産）で賄ってきたかを一目で分かるようにしたものです。左側に資産を表示し、右側に負債と純資産（資産と負債の差額）を表示しています。左右の釣り合い（バランス）が取れていることからバランスシートと呼ばれます。
- ② 行政コスト計算書  
福祉や教育などの人的サービスや給付サービスの提供など、資産形成につながらない経常的な行政活動に伴うコストと、使用料・手数料等の収入を表示しています。従来の会計では捕捉できなかった減価償却費などの非現金コストについても計上しています。
- ③ 純資産変動計算書  
純資産（資産と負債の差額）がどのように増減したかが分かります。総額の変動に加え、どのような財源や要因で増減したかの情報を表示します。
- ④ 資金収支計算書  
現金の流れを示すものです。市の収支を性質別に区分することで、どのような活動に資金を充てているかが分かります。唯一、現金主義により作成されています。